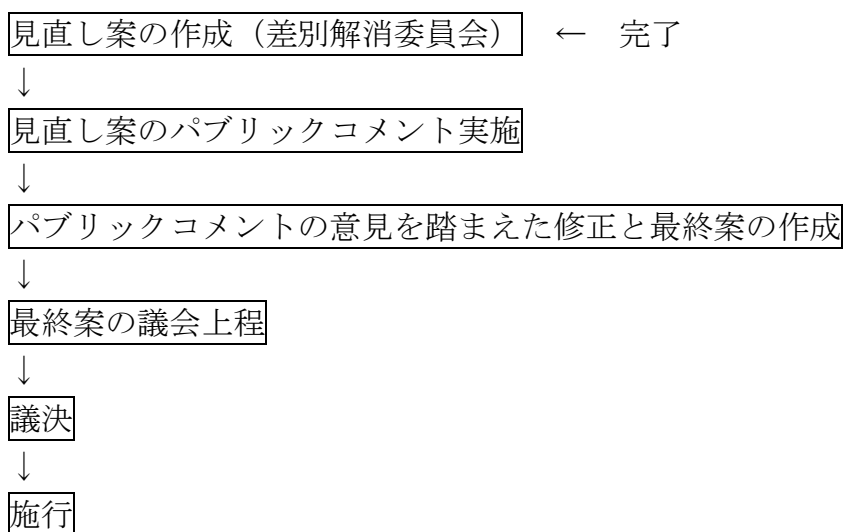


差別解消条例の見直しスケジュールについて

1 差別解消条例見直しの必要手続き

「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」（差別解消条例）については、前回の見直し（令和4年4月1日施行）から3年を経過したことを契機に再度の見直し作業を実施中です。見直しに必要な手続きは以下の流れで行われます。



2 パブリックコメント実施時期の変更について

当初見直し案の議会への上程は令和9年3月の施行を目指し、令和8年第4回定例会（令和8年12月）の実施を予定しておりました。

しかし、令和8年11月15日には市長選挙が実施されることから、12月議会は通常よりも凝縮された日程での開催が見込まれております。

差別解消条例は、市における障がい者差別の解消に関する理念的な条例であることから、短い審議時間で拙速に議論を行うことは適切ではないと市では判断しました。このため、議会上程時期は令和9年第1回定例会（令和9年3月）とすることといたします。

これに先立ち実施されるパブリックコメントについても、夏に実施することで議会への上程までに半年程度時間が空いてしまうことになることから、社会の状況やそれに影響を受ける市民の最新のご意見を反映するため、実施時期を令和8年秋ないし冬（令和8年11月～12月頃）に実施することと致します。このため、その結果を受けて最終案作成の場として予定しておりました令和8年8月6日の差別解消委員会は開催を延期し、パブリックコメント実施後に改めて日程を調整することと致します。